相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市境上武士三五一番地、最後の住所群馬県太田市藪塚町三九二二番地
親孝行の里　被相続人　亡　森村　憲弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
事務所群馬県太田市龍舞町二二一〇番一
相続財産管理人　社会福祉士　猪之良高明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県桶川市大字下日出谷七三七番地三二、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川四八六番地九　被相続人　亡　髙橋　盛男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一三番一二号
相続財産管理人　弁護士　宮下　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市木原一八四八番地一、最後の住所千葉県八街市大木六七〇番地二三七
サウスウイング一〇二
被相続人　亡　田中　恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
事務所千葉県千葉市中央区長洲一丁目二二番三号羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市ひばりが丘九五六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐野　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
静岡県富士市緑町四番三五号
相続財産管理人　弁護士　生田目哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市中区佐鳴台四丁目一二番、最後の住所浜松市中区高丘東四丁目一八番一二号
被相続人　亡　天野　好道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
浜松市中区鴨江三丁目七番一二号
相続財産管理人　原　道也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区大手一丁目七番、最後の住所静岡県静岡市清水区万世町二丁目一一番四号　被相続人　亡　八田　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
静岡県静岡市葵区西草深町一〇番二五号
サンコウ草深一階
相続財産管理人　弁護士　伊藤　彰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区徳川一丁目一〇番、最後の住所名古屋市名東区香流三丁目七〇八番地
被相続人　亡　小田　周策

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
名古屋市中区丸の内一―六―九丸の内エス・テイビル二〇一号加藤睦雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　八木　俊行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市北方町北方字下宝江八番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大川　時宗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
愛知県一宮市森本四丁目六番一八号
相続財産管理人　弁護士　大野　秀司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県北名古屋市鹿田一七五一番地二、最後の住所愛知県北名古屋市徳重米野一六四番地　被相続人　亡　川地　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
名古屋市中区丸の内二―六―九丸の内エス・テイビル二〇一号加藤睦雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　八木　俊行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡紀勢町錦二六〇番地、最後の住所三重県度会郡大紀町二六〇番地
被相続人　亡　谷口　圭左

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
三重県尾鷲市大字向井二九一番地
相続財産管理人　黒　久恭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市阿児町鵜方一七三八番地一、最後の住所三重県伊勢市古市町三六六番地一二　被相続人　亡　東山　弘明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月一日
三重県伊勢市岩渕二丁目五番一号　三銀日生ビル三階　宇治山田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河之口　学

第16期決算公告

平成24年2月1日　静岡市駿河区八幡五丁目26番21号

株式会社ＡＢＣ

代表取締役社長　冨田　直樹

貸借対照表の要旨（平成23年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	9,180	流動負債	9,689
固定資産	33,233	固定負債	18,149
有形固定資産	30,613	負債合計	27,839
無形固定資産	304	純資産の部	
投資その他の資産	2,315	株主資本	14,593
		資本金	200
		利益剰余金	14,393
		（利益準備金）	(39)
		（その他利益剰余金）	(14,353)
		評価・換算差額等	△19
		純資産合計	14,573
資産合計	42,413	負債・純資産合計	42,413

損益計算書の要旨
（自　平成22年11月1日　至　平成23年10月31日）
（単位：百万円）

売上高	221,409
売上原価	215,335
売上総利益	6,073
販売費及び一般管理費	1,377
営業利益	4,695
営業外収益	64
営業外費用	496
経常利益	4,263
特別利益	0
特別損失	211
税引前当期純利益	4,053
法人税、住民税及び事業税	1,963
法人税等調整額	△200
当期純利益	2,290